

# 前年度等特定保健指導拒否者(いわゆる岩盤層) に対する特定保健指導勧奨等業務委託について

令和7年2月



全国健康保険協会 静岡支部

協会けんぽ

# 前年度等特定保健指導拒否者(いわゆる岩盤層)のポイント

- ①今年度も前年度等も、自機関で健診を受けている(2年連続じゃなくてもOK)
- ②今年度特保に該当し、直近の健診結果で特保対象者となったが、その時に健診当日に特定保健指導を受けていなかった者
- ③前年度以前で該当したが、その時に健診当日に特定保健指導を受けていなかった者



①かつ②または③に該当した場合、委託料をお支払いします

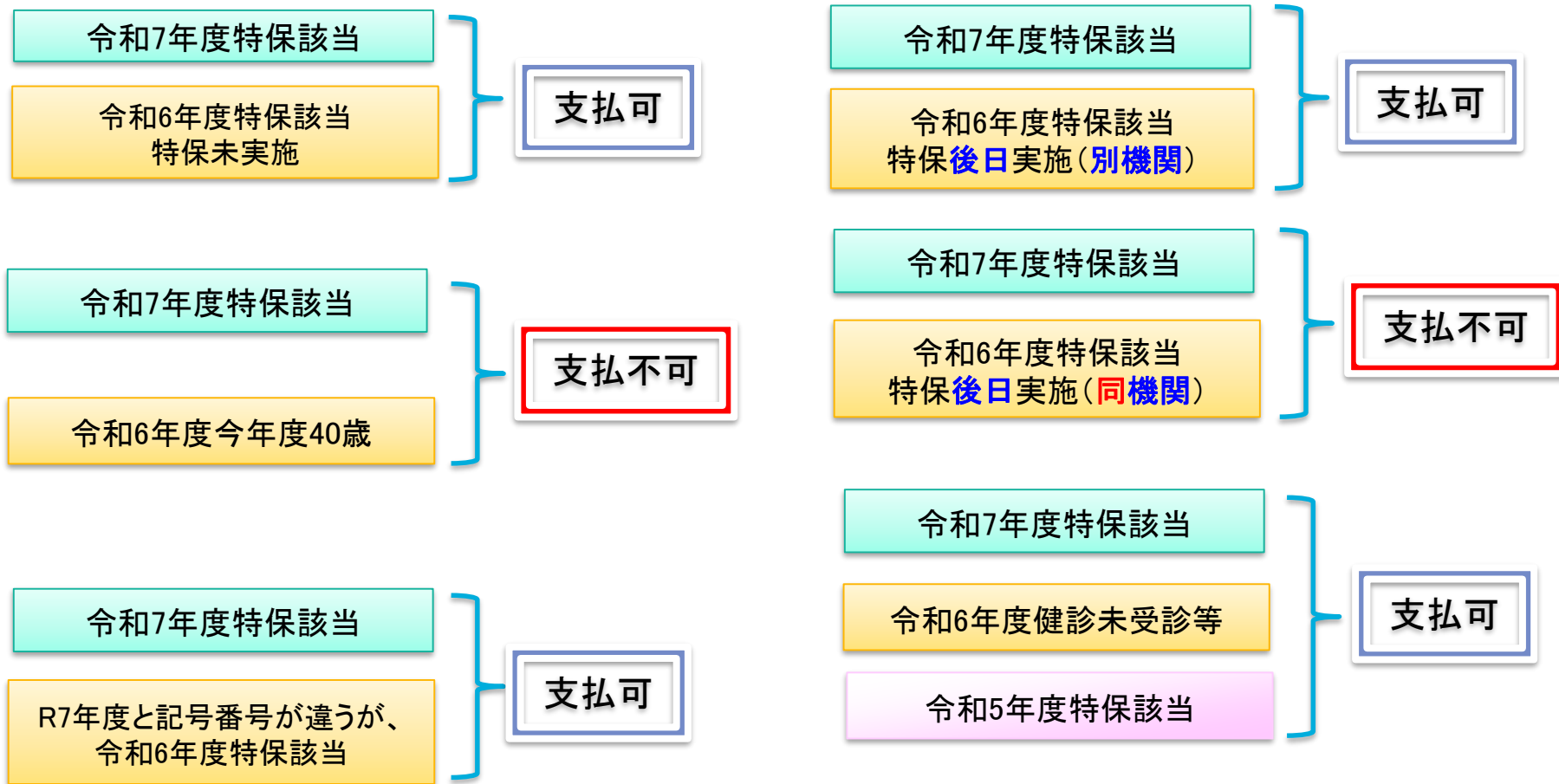


4月1日契約予定です

じゃあ、どんな時  
があてはまるので  
しょう？



# パターンについて



いろいろなパターンが想定されますが、  
わからない場合は協会にご連絡ください。



# 注意点

- ★前年度等＝令和6年度ではありません。直近が令和6年度以前でも問題ありません。
- ★令和6年度等健診未受診で、直近が令和5年度以前に特保に該当かつ、健診当日に特定保健指導を受けていなければ委託料を**支払います**。
- ★前年度等に後日で**他機関**で特定保健指導を受けている場合も、委託料を**支払います**。
- ★前年度等に後日で**自機関**で特定保健指導を受けている場合は、委託料を**支払いません**。
- ★前年度等に健診結果がない場合＝R7年度40歳になった、自機関受診が初めての方等は委託料を**支払いません**。
- ★前年度以前にR7年度の記号番号ではないが、健診結果があり**特保該当者**で健診当日に特保を受けていなかった場合は、**支払います** ⇒ 対象者名簿欄に、記号番号変更と記載してください。  
⇒ ただし、前年度以前等直近データがあるのが、**被扶養者**の場合または**他健保**の場合は**支払いません**。

前年度等特定保健指導拒否者(いわゆる岩盤層)に対する特定保健指導勸奨等  
業務委託機関申請書・調査書提出  
**(2月28日(木)必着です)**



審査後、事業についての契約を結ぶ必要がある。(4月1日より実施予定)

お手数ですが、  
よろしくお願いいたします。



ご視聴ありがとうございました。  
来年度も当事業へのご協力を  
よろしくお願いいたします。

